

各 位

北杜市生活環境部長

北杜市急速充電器の運用について

このことについて、下記のとおり定めましたので、運用にあたり、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

第1 目 的

この運用は、低炭素社会の促進、持続可能な社会の実現のため、電気自動車の普及を促進するために市が設置した急速充電器（以下「充電器」といいます。）の利用等について定めるものとします。

第2 充電器の設置場所及びその台数

充電器の設置場所及びその台数は、次のとおりです。

設置場所 北杜市須玉町大豆生田961番地1

設置台数 1基

第3 管 理

充電器の管理は、生活環境部環境課（以下「管理者」といいます。）において行うものとします。

第4 利用時間

充電器の利用時間は、24時間365日とします。また、以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、充電器の利用時間を変更し、又は利用を制限することがあります。

- (1) 電気自動車の充電以外の目的で使用するとき
- (2) 工事、点検により、電気を停止する必要があるとき
- (3) 前号のほか、急速充電器の利用に支障があると認められるとき

第5 利用料金

充電器の利用に係る料金は、当分の間無料とします。

第6 対象車両

充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とします。ただし、次の車両は原則として利用できません。

- (1) タクシー等の営業用の自動車
- (2) 代行車（自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられる車両）
- (3) その他管理者が不相当であると認める車両

第7 利用の届出

充電器を利用しようとする方（以下「利用者」といいます。）は、所定の位置（宿日直室カウンター）に設置した利用簿に「自動車登録番号、車種及び利用時間その他」を記入していただきます。

第8 利用の許可

管理者は、第4、第6に掲げる事項を除き、原則、利用を許可いたします。ただし、以下の事項に該当する場合には、充電器の利用の拒否、中止、若しくは制限することがあります。

- (1) 利用者が、充電器の設備を汚損し又は毀損するおそれがあるとき
- (2) 利用者が、管理者の指示に従わないとき
- (3) 利用者が、恒常的に利用し、自動車の普及の趣旨に沿わないと認められるとき
- (4) その他充電器の管理上支障があると認められるとき

第9 禁止行為

充電器の利用において、以下に掲げる行為はしないでください。

- (1) 充電のための駐車スペース（以下「駐車スペース」といいます。）の枠外に電気自動車を駐車させ、充電器を利用すること
- (2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること
- (3) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること
- (4) 充電器を利用する以外の目的で駐車スペースに駐車すること
- (5) 充電が完了したにもかかわらず、駐車スペースに駐車し続けること
- (6) 全各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及び及ぼすおそれのある行為をすること

第10 損害賠償

利用者は、故意又は過失により充電器の設備を汚損又は毀損したときは、速やかに管理者へ報告するものとします。また、管理者の指示によりこれを現状に復し又はその損害を賠償していただきます。

また、充電器利用中の自動車の盗難、損傷、及び駐車場内の事故等によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害につきましては、市は賠償の責めを負いません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではありません。

第11 その他

この運用に定めるもののほか、充電器の利用等に関し必要な事項は、管理者が定めるものとします。